

幼児教育・保育の充実

- ▶ 保育士等の職場環境のさらなる改善や、幼児教育・保育の無償化を拡充することにより、保育の質の向上を図る。

【提案・要望先】 内閣府

1. 提案・要望内容

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るための職員配置の改善と、その実現に向けた人材確保と職場定着を図るための更なる処遇改善の実施
- 公定価格の基準を超え、調理員を配置している施設に対する支援

(2) 認可外保育施設における幼児教育・保育無償化の拡充

- 児童の大多数が外国人である認可外保育施設における保育従事者の基準緩和

2. 提案・要望の理由

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 送迎バス内の子どもの置き去り事案や不適切な保育が全国で相次いだが、これらは、保育現場の過重な負担やそれに伴うストレスが一因と考えられ、現場からは、現行の職員配置では園児の安全を十分に確保できないとの声を聞いている。
- 誤食などのヒヤリ・ハット事案も把握しており、子どもたちにしっかりと目が行き届く体制の確保が必要。
- 国において示された職員配置の見直しと併せ、新たな保育人材の確保策も必要となることから、一層の処遇改善が必要。
- 市町や保育関係団体からは、調理員配置への支援を求める多くの声を聞いており、運営努力により基準を超えた配置を行っている施設への支援が必要。

(2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 児童の多くが外国人である認可外保育施設においては、国の指導監督基準で求められている保育従事者数の要件を満たすことが困難な状況であり、経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、幼児教育・保育の無償化の対象外となる見通し。
- 国家戦略特区においては、その基準を緩和する取扱いが示されているが、本県は当該特区に指定されておらず、また、新たな募集も行われていない。
- 今後、外国人向けの認可外保育施設が継続して運営していくために、特に懸案となっている「保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上」という配置基準を「外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置」および「日本の保育士資格有資格者を1名以上配置」といった基準へ緩和することが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 1・2歳児の保育士配置が5:1となるよう加配に要する経費を民間保育所等に県補助
- 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

全産業 35.2万円 > 保育士 30.3万円（差額 4.9万円）

（出典：全世代型社会保障構築会議（第1回）公的価格評価検討委員会（第1回）合同会議資料4）

- 日々、事故防止や安全確保、感染症対策に細心の注意を払いながら勤務を継続
- 調理員は、離乳食や食育指導に加えアレルギー除去の対応も求められ、現行の基本単価の基準による体制では対応が困難。

[1施設あたりの調理員等配置状況（自園調理のみ）]

[食物アレルギー児童数]

施設類型	利用定員			R5. 4. 1在籍児童数		
	40人以下 (1人配置)	41~150人 (2人配置)	151人以上 (3人配置)	食物アレル ギー児童数	アレルギー 児童の割合	
私立保育所	1.5人	2.9人	4.2人	11,698人	663人	5.6%
私立認定こども園	-	3.2人	4.9人	10,903人	672人	6.1%

(滋賀県調べ)

(2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 県内の外国系認可外保育施設の現状
 - ・ 主に外国人の子どもを預かる施設は県内に3施設
 - ・ いずれもブラジル系の施設。母語であるポルトガル語で保育を実施。
 - ・ 令和4年度の立入調査実施時点で、3施設とも国の基準を満たせていない。
- 国の指導監督基準を満たせない背景
 - ・ 基準の項目は概ね100項目。
 - ・ 基準を満たすうえで、特に困難な項目は「保育に従事する者の資格要件」（保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上かつ常時1名以上配置）
 - ・ 保育士確保にあたっては、認可園においても苦慮しているなか、ポルトガル語での保育に対応できる有資格者を確保することが極めて困難な状況となっている。
 - ・ 当該施設では、母国の有資格者を配置することで保育の質と安全の確保に努めており、これまで、滞りなく適切に施設運営されている。



【参考】特区内で適用される取り扱い

平成27年8月7日付け雇児保発0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」より

国家戦略特別区域内に所在する認可外保育施設で利用児童の多くが外国人であるものについては、次に掲げる要件に該当する場合には基準を満たすものと取り扱って差し支えない。

- (1) 外国人児童の割合が概ね2分の1以上
- (2) 外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置
- (3) 日本の保育士資格有資格者を1名以上配置
- (4) 知事が行う調査等に積極的に協力する

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室
TEL077-528-3557